

カーブミラー（道路反射鏡）新設手続きのご案内

1. 町田市の**カーブミラー（道路反射鏡）設置方針（別紙）**をお読みいただき、設置について十分にご理解くださいますようお願いいたします。
2. 設置方針を踏まえた上で、ご要望される場合には、公共施設の設置という地域住民の方への影響が大きい事項になりますので、**まずは地元の町内会・自治会にご相談ください。**
3. 町内会・自治会で要望の詳細を確認し、要望内容の明確化及び集約をお願いいたします。
※町内会・自治会でも同一要望が多いか、また町内会・自治会として必要かどうか検討をお願いいたします。
4. 町内会・自治会を通じて道路反射鏡新設要望書（別紙）及び位置図を道路管理課に提出していただきます。（※下記の送付先にご提出願います。）
5. 要望書を受付後、職員が現地を調査し、設置の可否を決定し町内会長、自治会長に結果を報告いたします。
※ご希望がある場合には、現地立会いの上で設置の可否についてご説明いたします。
※市の設置基準に満たない場合や、デメリット等の影響を考慮し、あえて道路反射鏡の設置を見送る判断となる場合がございます。あらかじめご了承ください。
6. 町内会・自治会のご担当者様より、道路反射鏡設置予定箇所直近の地域住民、地権者の方に、**設置についてご説明し、了承を取得していただきます。**
※道路反射鏡予定箇所直近の地域住民、地権者の方より反対があった場合、設置できません。直近の方は特に道路反射鏡設置のデメリットの影響を強く受けるためです。あらかじめご了承ください。
7. 道路反射鏡設置について町内会・自治会で回覧等の周知をしていただきます。
周知完了後、市担当者よりお渡しいたします周知完了報告書（別紙）をご提出いただきます。
※町内会・自治会内で道路反射鏡設置について反対意見があった場合、町内会・自治会内で反対の方への説明、意見調整を行っていただきます。反対の方がいる場合は道路反射鏡の設置は実施できません。
8. 道路反射鏡設置について反対意見がない場合、実施の手配をします。
※要望受付時期が年度後半の場合や、地域住民との調整が長期化した場合、予算が不足している場合等によっては、翌年度以降の実施となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

要望書送付先：〒194-8520 町田市森野 2-2-22 町田市役所道路部道路管理課
お問合せ先：042-724-4245（直通）